

社 庶 第 59号
昭和50年4月1日

各 都道府県知事 殿
指定都市市長

厚生省社会局長

社会奉仕活動育成事業の実施及び
推進について

地域住民による組織的な社会奉仕活動の育成を目的として奉仕団体等に対する援助・連絡・調整等を行う社会奉仕活動育成事業については、昭和50年度から別添「社会奉仕活動育成事業運営要綱」により実施することとしたので本事業の適正かつ円滑な運営に十分配意されたい。

なお、管下の市町村長及び社会福祉協議会等関係者に対し、本事業の趣旨の普及徹底を図るとともに実施にあたり遺漏のないよう指導されたい。

おって、昭和48年6月19日社庶第99号「奉仕銀行の運営について」本職通知は、廃止する。

社会奉仕活動育成事業運営要綱

1. 目的

社会奉仕活動育成事業は、地域住民の社会奉仕に関する理解と関心を深めるとともに組織的な社会奉仕活動の育成、援助等を行い、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

2. 運営

(1) 実施主体

事業の実施主体は、次に掲げる事業のいずれかを行うものであって、原則として社会福祉法人である社会福祉協議会とする。

ア. 都道府県・指定都市の区域を単位とする社会奉仕活動育成事業。

イ. 市区町村の区域を単位とする社会奉仕活動育成事業

(2) 事業の内容

事業の内容は、次に掲げるものとする。

ア. 都道府県・指定都市の区域を単位とする社会奉仕活動育成事業

イ. 社会奉仕に関する啓蒙及び開発

- (イ) 社会奉仕活動指導者等の養成訓練
- (ウ) 社会奉仕活動を行うグループ等の登録及び斡旋
- (エ) 社会奉仕活動を行うグループ等に対する援助及び指導
- (オ) 善意金品等の預託及び配分
- (カ) 管下社会奉仕活動育成事業実施主体等の連絡・調整
- (キ) 社会奉仕活動の調査研究及び情報提供
- (ク) 社会奉仕活動資材の整備及び斡旋並びに貸与
- (ケ) 老人社会奉仕団に対する助成
- (コ) その他上記の目的を達成するために必要なる事業
- イ 市区町村の区域を単位とする社会奉仕活動育成事業
 - (ア) 社会奉仕に関する啓蒙及び開発
 - (イ) 社会奉仕活動を行う個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等の登録及び斡旋
 - (ウ) 社会奉仕活動を行う個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等に対する援助及び指導
 - (エ) 善意金品等の預託及び配分
 - (オ) 社会奉仕活動を行う個人又はグループ若しくはこれを受け入れる施設等の連絡・調整

(カ) 社会奉仕活動に関する実情把握

(キ) 社会奉仕活動資材の整備及び貸与

(ク) その他上記の目的を達成するために必要な事業

3. 運営委員会

事業の運営について意見を聞くため、学識経験者及び奉仕団体等の関係者をもって構成する運営委員会を設置するものとする。

4. 設 備

事業の実施にあたっては、相談室、研修室、図書閲覧室、活動資材格納庫等必要な設備を置かなければならないこと。

5. 職 員

事業の実施にあたっては、必要な職員を置かなければならないこと。

6. 広 報

事業の実施主体は、事業内容等を広く住民に知らせるため自治体広報紙、実施主体の広報紙の活用及び主要な地点に案内標をたてるほか、銀行、会社、停車場、興行場、飲食店、浴場、その他公衆の集合する場所にポスターを掲げる等の方法により広報活動を積極的に行うものとすること。

7. 簿 冊

事業の実施に関する状況を明らかにするため少なくとも
次の簿冊を備えておかなければならないこと。

- (1) 社会奉仕活動を行うグループ等の登録及びその活動状
況を明らかにする簿冊
- (2) 善意金品等の預託、配分、斡旋、相談等の状況を明ら
かにする簿冊
- (3) 社会奉仕活動資材等の整備、斡旋、貸与等の状況を明
らかにする簿冊
- (4) 社会奉仕活動を行うグループ等に対する研修会、打合
会等の状況を明らかにする簿冊
- (5) 経理に関する簿冊

8. 経 理

この事業に関する収入及び支出の状況を他の経理と明確
に区分して経理しなければならない。

9. そ の 他

- (1) この事業の連絡機関として都道府県・指定都市社会福
祉協議会に社会奉仕活動育成事業連絡協議会をまた、中
央に全国社会奉仕活動育成事業連絡協議会を設置するも
のとする。
- (2) この事業の実施主体は(1)の協議会に加入するものとする。

社会奉仕活動育成組織・機能体系図

